

「令和4年度本人活動支援（きぼう青年学級開催）事業」業務委託 契約候補者選定実施要領

1 目的・趣旨

本事業は、沼津市内在住で主に就労している知的障がいのある人を対象に、社会生活に必要な体験学習及び地域住民や障がいのある者同士における交流支援を行い、生活の質を向上させ自立を促すことを目的に実施するものである。

業務の実施に当たっては、講座内容の企画や開催方法について、受講者が興味や関心を持ち、積極的に参加できる内容であるとともに、知的障がいのある人に対する対応経験や理解のあるスタッフであることが必要とされることから、本事業の企画・開催業務について専門的知見が求められるため、公募型プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定するものとする。

この要領は「令和4年度本人活動支援（きぼう青年学級開催）事業」業務委託候補者選定に係るプロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 「令和4年度本人活動支援（きぼう青年学級開催）事業」業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和4年度本人活動支援（きぼう青年学級開催）事業」業務委託公募仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 契約金額 契約上限額 600,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記契約限度額以内で見積書を提示すること。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 市民福祉部 障がい福祉課（〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所内）

担当 高林、沖

TEL 055-934-4830 FAX : 055-934-2631

メール syouhuku@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の要件を満たしていること。

- (1) 地域における障がい福祉の増進のための活動であることを理解し、事業の趣旨

に沿った企画提案ができること。

(2) 障がいのある人の活動に関する企画・運營業務の実績を有する者。

(3) 沼津市内に本部または支部、事業所を有していること。

(4) 次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ③ 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- ④ 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- ⑤ 国税及び沼津市税の滞納がある者
- ⑥ 過去 5 年間に於いて国及び地方公共団体の同種業務受託実績を有しない者

5 受託候補者選定スケジュール

No	内容	期間（又は期限）
1	通 知	令和 4 年 4 月 8 日（金） HP に掲載
2	質問受付	令和 4 年 4 月 13 日（水）17 時 電子メールで
3	質問回答	令和 4 年 4 月 14 日（木） HP に掲載
4	プロポーザル参加申込書	令和 4 年 4 月 18 日（月）17 時 郵送必着
5	プロポーザル参加承認の通知	令和 4 年 4 月 19 日（火）12 時 電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日から 令和 4 年 5 月 2 日（月）17 時 郵送必着
7	選考会	令和 4 年 5 月 9 日（月）予定
8	受託候補者決定	令和 4 年 5 月 11 日（水）予定
9	契約締結日	令和 4 年 5 月 13 日（金）予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法 質問は文書により行うものとする。原則として、FAX 又は電子メールにて行うこと。様式は任意とする。

質問の提出先：沼津市 市民福祉部 障がい福祉課

FAX：055-934-2631

メールアドレス：syouthuku@city.numazu.lg.jp

(2) 回答方法 FAX または電子メールにて回答する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4) (5) (6) (7) は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部（様式1）

(2) 同種業務実績表 1部（様式2）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

(3) 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

(4) 登記簿謄本等 1部

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
- ・個人事業主の場合は、代表者身分証明書の写し

(5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）

(6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

(7) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）

①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

②沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）

③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

- ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
- ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

8 プロポーザルへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)する。

- ① 企画提案書提出届(様式5)
- ② 企画提案書(様式自由、A4用紙10枚以内)
- ③ 見積書(様式自由、押印不要)

(2) 企画提案書等の規格(不備等がある場合は、一切受け付けない。)

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(1) 提出書類」のうち、②、③については、すべて自社名を入れず(入っている場合は受け付けない)、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ② 「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②、③については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(3) その他、注意事項

- ① 企画提案書は10ページ以内で作成すること。
- ② 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 提案する内容

別紙「令和4年度本人活動支援(きぼう青年学級開催)事業」業務委託仕様書の事業内容について提案を行うこと。

1.1 選考

(1) 選考方法

企画提案書についての書類審査とする。企画提案書等提出書類の内容を基に、「令和4年度本人活動支援(きぼう青年学級開催)事業業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均点が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 別紙評価項目及び基準のとおり

1.2 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表するとともに、選定の有無に関わらず候補者へ直接連絡する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

1.3 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

1.4 契約

プロポーザル方式による審査結果に基づき、市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ作成し、委託契約を締結するものとする。(令和4年度単年度契約)

なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件 (4)」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

1.5 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書(実施体制、連絡体制、工程など)を作成し、市の承認を得ること。

1.6 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合はあるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目及び基準

評価項目	評価基準	配点
(1)企画内容	興味、関心を広げる内容であるか	10/100
	気軽に参加できるものであるか	10/100
	家庭では取組みにくい内容が含まれているか	10/100
	生活力の向上、自立を促す内容であるか	10/100
	参加者負担金は適正価格であるか	10/100
	他者との交流が図れる内容であるか	10/100
	同種業務の実績	10/100
(2)業務実績	円滑な業務遂行体制	10/100
(3)業務実施体制	不測の事態への対応	10/100
	対応者の数、各職務実績	10/100
合計		100/100

ただし、合計点数の平均点が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。